

**室蘭工業大学大学院工学研究科  
博士後期課程  
学生募集要項**

**外国人留学生入試(国外出願)**

2020年度 10月入学

2021年度 4月入学



室蘭工業大学入試戦略課  
〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号  
E-mail nyushi@mmm.muroran-it.ac.jp

## 〈 志 願 者 へ 〉

◎あらかじめ指導を希望する教員と十分な連絡をとってから出願してください。

◎室蘭工業大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人室蘭工業大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人留学生の受け入れに際して厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

◎この要項に記載されている日時はすべて日本標準時です。

### 個人情報の取扱いについて

本学では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人室蘭工業大学保有個人情報等管理規程」に基づき保有する個人情報の保護に努めます。

出願書類等により得られた個人情報は、本学の入学者選抜業務及び入学者選抜方法検討のための資料として使用します。また、入学者にあっては、教務関係(学籍、修学指導等)の業務、学生支援関係(授業料免除、奨学金等)の業務に使用します。

## 室蘭工業大学大学院工学研究科博士後期課程の入学受入方針 (アドミッション・ポリシー)

### <求める学生像>

1. 幅広い教養と国際的視野を有する人
2. 高い倫理観を有する人
3. 科学技術に関する実践的な研究能力と応用力を有する人

### <入学選抜の基本方針>

1. 多様で個性豊かな学生を求めるために、様々な入試選抜方法を実施する
2. 専門分野の高度な知識とその運用能力を身につけていることを重視する
3. 英語を使って情報収集、発信できる能力を身につけていることを重視する

指導教員一覧は以下をご覧ください。【PDFデータ】  
(<https://www.muroran-it.ac.jp/nyushi/admission/youkou/supervisor2021dc.pdf>)

## 外国人留学生入試（国外出願）

### 1 募集人員

専攻名	コース名	募集人員		
		第1次募集		第2次募集
		2020年度 10月入学	2021年度 4月入学	2021年度 4月入学
工学専攻	先端環境創生工学コース	若干名	若干名	未定
	先端生産システム工学コース			
	先端情報電子工学コース			

注 第2次募集は、第1次募集の定員充足状況により、実施しない場合があります。  
 なお、実施の有無、募集人員については、2020年11月頃本学公式ウェブサイトでお知らせします。

### 2 出願資格

2020年度10月入学に志願できる者は、日本国以外の国籍を有し、日本国外に居住している者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 日本国において修士の学位又は専門職学位を取得した者及び2020年9月までに取得見込みの者
- (2) 日本国以外の国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2020年9月までに授与される見込みの者
- (3) 日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2020年9月までに授与される見込みの者
- (4) 日本国において、日本国以外の国の大学院の課程を有するものとして当該日本国以外の国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、日本国文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2020年9月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2020年9月までに授与される見込みの者
- (6) 日本国以外の国の学校、上記出願資格（4）の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2020年9月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 日本国文部科学大臣が指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 日本国の大学を卒業し、大学、研究所等において、2020年9月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 日本国以外の国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該日本国以外の国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2020年9月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2020年9月30日までに満24歳以上となるもの
- (9) 日本国において短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2020年9月30日までに満24歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注 上記(6), (7), (8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、論文の別刷等及び卒業証明書と成績証明書を2020年5月12日までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

**2021年度4月入学に志願できる者は、日本国以外の国籍を有し、日本国外に居住している者で、次のいずれかに該当するものとします。**

- (1) 日本国において修士の学位又は専門職学位を取得した者及び2021年3月までに取得見込みの者
- (2) 日本国以外の国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2021年3月までに授与される見込みの者
- (3) 日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2021年3月までに授与される見込みの者
- (4) 日本国において、日本国以外の国の大学院の課程を有するものとして当該日本国以外の国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、日本国文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2021年3月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2021年3月までに授与される見込みの者
- (6) 日本国以外の国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、2021年3月までに大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (7) 日本国文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - ① 日本国の大学を卒業し、大学、研究所等において、2021年3月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
  - ② 日本国以外の国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は日本国以外の国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該日本国以外の国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2021年3月までに2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めたもの
- (8) 本学大学院が行う個別の出願資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2021年3月31日までに満24歳以上となるもの
- (9) 日本国において短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程等を卒業後、2021年3月31日までに満24歳以上となり、科学・技術関連分野において研究、あるいは業務上の経験を有する者で、著書、学術論文、学術講演、業務上の業績及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有すると本学大学院が認めたもの

注 上記(6), (7), (8)又は(9)により出願しようとする者は、事前の出願資格審査が必要となりますので、論文の別刷等及び卒業証明書と成績証明書を添付し、下記の期日までに入試戦略課入学試験係へ提出してください。

**【第1次募集】2020年6月25日(木)まで**

**【第2次募集】2020年11月10日(火)まで**

### 3 障害等のある者の事前相談

障害(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度)等のある者で受験上及び修学上、配慮を希望する場合は、その内容によっては、本学が対応を決定するまでに時間を要することがありますので、できるだけ早い時期に入試戦略課入学試験係へ申し出てください。また、日常生活において使用している補聴器、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定や他の配慮との関係から、同様に申し出てください。

なお、受験上及び修学上の相談については、通年受け付けています。

## 4 出願手続

### (1) 出願期間

2020年度10月入学

2020年6月10日(水)～2019年6月16日(火) (土、日を除く)

2021年度4月入学

【第1次募集】2020年7月22日(水)～2020年7月29日(水) (土、日を除く)

【第2次募集】2020年12月10日(木)～2020年12月17日(木) (土、日を除く)

### (2) 出願書類等

出 願 書 類 等	摘 要
ア 入学志願票	記入項目欄全てに記入してください。
イ 写真	出願書類受付日前3か月以内に撮影した、上半身脱帽正面向きの写真(縦4cm×横3cm)を志願票の所定欄に貼ってください。
ウ 修了(見込)証明書 (原本又は原本証明)	出身大学の学長(研究科長)が作成したもの(原本と記載事項が同一の各公的機関発行証明書も可)とします。 博士前期課程(又は修士課程)又は専門職大学院修了(見込)者のみ提出してください。 ただし、修了見込証明書提出者は、入学時までには必ず修了証明書の提出が必要です。
エ 成績証明書 (原本又は原本証明)	出身大学又は在籍大学等の学長又は学部長(研究科長)が作成し、(原本と記載事項が同一の各公的機関発行証明書も可) 厳封したものとします。 <u>学部及び大学院について、各1部提出してください。</u>
オ 推薦書(様式任意)	出身大学等の学長、研究科長、勤務先上司のいずれかが作成したもの及び本学での受入れ指導教員が作成したものを <u>各1部</u> 提出してください。
カ 志望理由書	本学を志望した動機、理由等を日本語(400字程度)又は英語(100語程度)により記入してください。
キ 研究(希望)計画書	博士後期課程における研究(希望)計画を日本語又は英語により記入してください。
ク 修士論文の写し 及びその概要	<u>修士論文の写し及びその概要(日本語2,000字又は英語500語程度に要約したもの)を各1部提出してください。</u>  【博士前期課程(又は修士課程)修了見込みの者】 修士論文課題と研究の進行状況を要約したもの(日本語2,000字又は英語500語程度)を提出してください。  【専門職学位を授与された者及び授与見込みの者】 研究経過の概要(日本語2,000字又は英語500語程度)を提出してください。
ケ 住民票又は旅券 (パスポート)の写し	住民票又は旅券(パスポート)の写しを提出してください。

<p>コ 検 定 料 (30,000 円)</p>	<p>電信送金により払い込み, 外国送金依頼書の写しを出願書類に同封してください。詳細は, 「(4) 検定料の払込方法」で確認してください。</p> <p><b>【国費外国人留学生】</b> 検定料は不要です。検定料振替払込受付証明書に代えて「国費外国人留学生証明書(様式任意)」(在籍している学校で作成。)を提出してください。</p>
-------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注① 上記ア, カ及びキの書類は, 本学所定の用紙を用いてください。

なお, 用紙は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

[https://www.muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines\\_is.html](https://www.muroran-it.ac.jp/entrance/isee/guidelines_is.html)

② すべての書類は, 日本語又は英語で書かれていなければなりません。証明書等の原本が日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は, 和訳又は英訳を添付してください。

③ 出願資格(6), (7), (8)又は(9)で志願する者は, ウ, エの博士前期課程(又は修士課程)に係るもの及びクについては不要です。

④ 出願書類に不備があるものは, 受理しません。

⑤ 希望指導教員は, 定年退職等により受け入れられないことがありますので, 本学公式ウェブサイトですべて確認してください。

[https://www.muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines\\_gs.html](https://www.muroran-it.ac.jp/entrance/gsee/guidelines_gs.html)

⑥ 出願にあたっては, 事前に希望指導教員に教育研究内容等について相談してください。

### (3)出願書類提出先

ア 出願書類原本を国際スピード郵便で郵送してください。

イ 出願書類を本学へ送付したことを E メールで連絡してください。

〒050-8585

北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学 入試戦略課入学試験係

E-mail nyushi@mmm.muroran-it.ac.jp

### (4)検定料の払込方法

ア 検定料 30,000 円を次の要領により出願期間内に届くように送金してください。

イ 検定料は自国で発生する送金手数料及び円為替取引手数料を加算した金額を振り込んでください。(全ての手数料は, 志願者の負担となります。)

ウ 外国送金依頼書の写しを出願書類に同封してください。

- ・ 電信送金
- ・ 振込方法: 通知払
- ・ 振込銀行手数料: 志願者の負担

送 金 す る 銀 行 口 座	
銀行名	北洋銀行
支店名	中島町支店
SWIFTコード	NORPJPJP
口座番号	普通 3968548
口座名義	国立大学法人 室蘭工業大学
検定料	30,000円

検定料振込期間	2020年度10月入学 2020年6月3日(水)～2020年6月16日(火)
	2021年度4月入学 【第1次募集】2020年7月15日(水)～2020年7月29日(水) 【第2次募集】2020年12月3日(木)～2020年12月17日(木)

#### (5) 出願の留意事項

ア 受理した検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。

検定料を振り込んだが室蘭工業大学大学院に出願しなかった(出願書類を提出しなかった、又は出願が受理されなかった)場合、又は検定料を誤って二重に振り込んだ場合には、振り込んだ者の申し出により、当該検定料相当額を返還します。返還の申し出は、速やかに行ってください。

返還に関する問合せ先

〒050-8585

北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学 入試戦略課入学試験係

E-mail nyushi@mmm.muroran-it.ac.jp

イ 検定料が振り込まれていない場合は、出願を受理しません。

ウ 出願後、「合格通知書受取先」に変更があった場合は、速やかに入試戦略課入学試験係へ電話、FAX、E-mail等で連絡してください。

## 5 選 抜 方 法

提出された出願書類により書類選考を行い、合否を決定します。

## 6 合 格 発 表

2020年度10月入学

2020年7月17日(金)午前10時

2021年度4月入学

【第1次募集】2020年9月11日(金)午前10時

【第2次募集】2021年1月15日(金)午前10時

合格者受験番号を、本学の教育・研究3号館N棟1階掲示板に掲示するとともに本学公式ウェブサイトに掲載し、合格者には合格通知書を送付します。なお、不合格者には送付しません。

## 7 入 学 手 続

2020年度10月入学

入学手続期間：2020年7月21日(火)～2020年7月29日(水)※土、日を除く

2021年度4月入学【第1次募集・第2次募集】

入学手続期間：2021年2月1日(月)～2021年2月5日(金)

入学試験に合格した者は、入学手続期間内に必要な書類を用意し、入学手続を行ってください。入学手続に必要な書類及び入学料、授業料納入方法詳細については、合格発表後に送付する入学案内で別途指示します。

入学料 282,000円【予定額】

授業料(参考) 267,900円【予定額】

(年額 535,800円【予定額】を5月と11月の2期に分けて納入)



## 8 入学時期

2020年度10月入学	2021年度4月入学
2020年10月1日	2021年4月1日

## 9 出願のための参考事項

- (1) 室蘭工業大学は、国立の単科、工科系大学です。
- (2) 博士後期課程は、博士前期課程修了後3か年の課程です。この課程に入学し、所定の単位を修得して研究論文を提出し、最終試験に合格した者に博士(工学)の学位が与えられます。
- (3) 外国人留学生の居住施設として「学生寮」及び「留学生宿舎」があり、空室がある場合は選考のうえ、入居することができます。なお、留学生宿舎については、原則として1年以内の入居に限ります。

## 10 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予について

- (1) 入学料免除の対象者  
経済的な理由によって入学料の納入が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる者。
- (2) 入学料徴収猶予の対象者  
経済的な理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者。
- (3) 免除申請書または徴収猶予申請書を提出して受理された者は、免除または猶予の許可、不許可の決定があるまでは入学料を納入しないでください。納入した場合は申請が無効になります。
- (4) 授業料免除・徴収猶予については、合格発表後に送付する入学手続に関する書類で別途指示します。
- (5) 入学料免除または入学料徴収猶予制度を申請し、入学手続を完了させた後に入学を辞退した場合、申請は不許可となり、入学料を納入する必要があります。

### 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予に関する問合せ先

〒050-8585

北海道室蘭市水元町27番1号

室蘭工業大学 学務課学生支援係

E-mail kousei@mmm.muroran-it.ac.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）※平日のみ